

令和5年7月

富士市農業委員会会議事録

1.開催日時 令和5年7月13日(木) 午前 9時30分から 10時25分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長	17番	渡邊	萬里
農業委員会会長職務代理者	1番	望月	稔

委員	2番	望月	英俊
	3番	田村	英俊
	4番	高井	修一
	5番	谷津倉	寛
	6番	笹古	時男
	7番	渡邊	武敏
	8番	近藤	敏男
	9番	鈴木	一孝
	10番	新舟	進
	11番	長尾	忠
	12番	佐野	隆洋
	13番	佐藤	正職
	14番	渡邊	哲史
	15番	太田	篤子
	16番	安藤	公男
	18番	後藤	環
	19番	藤田	哲哉

4. 欠席委員

なし

5. 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長	原 清浩
統括主幹	深澤 公保
主幹	野村 昌寛
主査	武内 清高
主査	市川 由美恵

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め3番田村英俊君、 4番高井修一君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、こ

	れにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。 お手元の議案の3ページ、議第22号農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第35号取消願いの報告についてまでの、計8件を順に議題に供します。 事務局に朗読させます。
事務局	(事務局議案3ページ「議題」朗読)
会長	最初に、議案5ページの議第22号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。 富士川地区24番と、議案11ページ非農地証明申請富士川地区8番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案5ページ富士地区24番、議案11ページ富士川地区8番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	はじめに、富士川地区24番についてです。申請地は、富士川第一小学校の100m程西側にあります。譲渡人と譲受人の親子で、以前から申請地を耕作してきました。今回、譲渡人は子に経営移譲したい。譲受人は経営移譲され主体となり、蔬菜等の栽培をしていきたいとのことです。 次に、富士川地区8番についてです。申請地の1つ目は、幸町公会堂の南側50m程のところにあります。こちらは、50年前程から山林となっています。申請地の2つ目は、富士川第一小学校の200m程西側にあります。こちらは、35年前程から山林となっています。ともに、農地への復元は難しい状態です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	第3条の案件については、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	富士川地区24番と非農地証明申請・富士川地区8番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 この案件についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、富士川地区25番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案5ページ富士川地区25番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、富士川楽座北側にある松雲寺の東側50m程のところにあります。譲

	渡人は相続により取得したが農業経験がなく耕作できない。譲受人は以前からこちらを耕作管理しており、夫も農業の経験があります。ご審議のほどよろしく願いいいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	富士川地区25番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区25番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、大淵地区26番と議案8ページ農地法第4条・大淵地区4番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案5ページ大淵地区26番、8ページ大淵地区4番朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	大淵地区26番は、大久保町公会堂の北側70m程のところにあります。現在は茶畑ですが、今後はしきみ畑にしたいとのことです。現況は、しきみを栽培するために十分な平地であり、譲受人は大規模なしきみ栽培の経験があります。 次に大淵地区4番は、大富士製茶の北東100m程のところにあります。農業用倉庫を建てる予定とのことです。ご審議のほどよろしく願いいいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	農地法第3条の案件については、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。 農地法第4条の案件については、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区26番、農地法第4条・大淵地区4番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 この案件についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長	次に、大淵地区27番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区27番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、新富士病院の北西300m程のところにあります。譲渡人は高齢のため耕作管理ができない、譲受人は、家族が耕作管理してきた本地を取得して農業経営を始めたいということです。現況は2/3程が畑であり、また8畳程の作業小屋が建っています。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区27番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区27番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、大淵地区28番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区28番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、静岡県立吉原林間学園の北側400m程のところにあります。譲渡人は、他の耕作地で手まわらず耕作管理ができない。譲受人は長年にわたり茶製品製造に携わっており、自ら茶を栽培したく本地を取得したいということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区28番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。

	大淵地区28番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、吉永地区29番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ吉永地区29番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、吉原北中学校の北側200m程のところにあります。譲渡人は高齢のため耕作管理ができない。譲受人は、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲受人は市外在住ですが、申請地の近くに住む譲渡人の協力も得ながら耕作管理をしていくとのことです。現況は香花や苗がありました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区29番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区29番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、吉永地区30番、31番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ吉永地区30番、31番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	吉永地区30番は、東部浄化センターの北側200m程のところにあります。譲渡人は県外に居住しており耕作管理ができない。譲受人は、今までこちらの土地を賃貸で耕作管理しており、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲受人は農業経験が豊富です。 吉永地区31番は、2箇所あります。1つ目は、富士市立高校の東南400m程のところにあります。2つ目は、1つ目の土地から北側500m程のところにあります。譲渡人は遠方に居住しており耕作管理ができない。譲受人は本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。1つ目は菜園に、2つ目は茶の栽培をする予定だそうです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	両案件とも、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区30番、31番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区30番、31番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、須津地区32番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ須津地区32番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、中里保育園の北西100m程のところにあります。譲渡人は手不足で耕作管理ができない。譲受人は、専業農家であり本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。周囲は茶畑・ミカン畑となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	須津地区32番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区32番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。 次に、議案8ページの議第23号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 大洲地区3番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大洲地区3番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は、法仙寺の南西200m程のところにあります。周辺は住宅地です。現況は雑木等で荒れていますので農地として利用するには難しいかと思います。今後は資材置場敷地として利用したいとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区3番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区3番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次の大淵地区4番は審議済みですので、以上で、農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。 次に、議案9ページの議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について審議をお願いします。 松野地区18番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ松野地区18番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、新東名高速道路の南松野から清水方面へのトンネル出口付近のところにあります。河川改修工事のための進入路としての一時転用になります。この場所の申請は、3回目です。1回目の申請は、令和3年10月にあり1年間の許可となりましたが、工事発注者と業者との調整がつかず改修工事は行われませんでした。2回目の申請は、令和4年10月にあり2年間の許可となりましたが、受注した業者の事情により工事ができませんでした。今回は、新たな譲受人となり、2年間の一時転用申請となります。計画どおりに進めば、来年の7月頃に工事が完了する予定とのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	松野地区18番についてご質問ございませんか。 (質問なし)

会長	質疑がございませんので、裁決に移ります。 松野地区18番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、伝法地区19番、20番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ伝法地区19番、20番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、広見公園の南西500m程のところにあります。この周辺は、数年前から農地転用の案件が続いています。現況は、草が出ないよう整地されていました。今後、包装機材工場倉庫及び事務所を建設したいとのことです。この土地は、開発行為の申請による造成を行うため、周辺は囲われ適正に排水処理もされていました。また、周辺は宅地等に囲まれ、事業所等も多くあります。周辺の農業には影響はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	伝法地区19番、20番についてご質問ございませんか。 (質問なし)
会長	質疑がございませんので、裁決に移ります。 伝法地区19番、20番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区21番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ大淵地区21番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、新富士病院の南東500m程のところにあります。現況は草畑です。譲受人と譲渡人は親子です。今回、申請地を分家住宅敷地として利用したいと申請がありました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。

	また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区21番についてご質問ございませんか。 (質問なし)
会長	質疑がございませんので、裁決に移ります。 大淵地区21番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、大淵地区22番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ大淵地区22番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、新富士病院の東900m程のところにあります。こちらは、八王子1丁目の公園として利用されていました。譲受人は、事業所を移転したことに伴い従業員の駐車場が不足しているため、こちらを運動場及び駐車場敷地として利用したいとのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区22番についてご質問ございませんか。 (質問なし)
会長	質疑がございませんので、裁決に移ります。 大淵地区22番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、吉永地区23番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ吉永地区23番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、県立吉原工業高校の東北100m程のところにあります。現況は、家庭菜園が行われています。周辺は、宅地が増え朝夕の交通量が多いところですが、商店がほとんどありません。そのため譲受人は、こちらを店舗敷地として利用したいとのことです。なお、こちらの周辺は古墳が出ることがあるため、古墳の調査が終わってから、工事に入る予定だそうです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考えます。 また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区23番についてご質問ございませんか。
委員	もし古墳が出た場合はどのようにになりますか。
事務局	文化財保護法に基づく流れとなります。試掘調査をした結果、古墳等が出た場合については、土地所有者の資金で状態の詳細を調査することになります。
会長	その他ご質問ございませんか。 (質問なし)
会長	質疑がございませんので、裁決に移ります。 吉永地区23番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案11ページの議第20号 非農地証明申請書の審議について審議をお願いします。富士川地区8番は審議済みですので、大淵地区9番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案11ページ大淵地区9番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、大淵中学校の東側600m程のところにあります。こちらは、分家住宅を建設した当初から宅地と一体の通路として使用してきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	大淵地区9番についてご質問ございませんか。 (質問なし)
会長	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区9番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 次に、吉永地区10番について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案11ページ吉永地区10番 朗読)

会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、吉原北中学校の東側50m程のところにあります。こちらは、平成13年頃から間門上ノ山1号線への乗り入れのための通行路及び住宅敷地の一部として使用してきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	吉永地区10番についてご質問ございませんか。
委員	こちらは平成13年頃から使用とのことですが、特に問題はありますか。
事務局	こちらは住宅敷地でありまして、建物自体は建っておりませんので特に問題のないものとなります。また、今回については都市計画法第43条の例外規定において進入路の付け替えは認められていますので、手続きを行えば都市計画法上も特に問題のない事例ということになります。
会長	その他ご質問ございませんか。 (質問なし)
会長	質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区10番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
会長	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についてを終わります。
会長	次に、議案12ページからの報告案件について事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案12ページから15ページ 報第32号から報第36号 朗読)
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告願います。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長	以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。 以上で議事はすべて終了しました。

令和5年7月13日

農業委員会会長

同委員

同委員